

原義保存期間	3年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

各管区警察局長
各管区警察局長・広域調整部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

警察庁丁運発第108号
令和7年3月6日
警察庁交通局運転免許課長

タブレットを用いた認知機能検査の実施について（通達）

タブレットを用いた認知機能検査については、「認知機能検査の運用について」（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第28号。以下「運用通達」という。）、「認知機能検査の実施要領について」（令和7年2月28日付け警察庁丁運発第72号。以下「実施要領通達」という。）及び「タブレットを用いた認知機能検査の試行実施について（通達）」（令和3年5月17日付け警察庁丁運発第103号）により運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「タブレットを用いた認知機能検査の試行実施について（通達）」（令和3年5月17日付け警察庁丁運発第103号）は、同日をもって廃止する。

記

1 タブレットを用いた認知機能検査の実施

タブレットを用いた認知機能検査は、運用通達及び実施要領通達に準拠して実施すること。

なお、タブレットの機能により代替可能な項目については、両通達に準拠した実施とみなす。

2 検査の取扱い

タブレットを用いた認知機能検査については、手数料の徴収を含めて現行の認知機能検査と同様に取り扱うものとする。

3 検査データの保存

運用通達5に関し、タブレットを用いて認知機能検査を実施した場合には、検査用紙及び採点補助用紙に対応するデータを保存すれば足りるものとする。

4 情報セキュリティ対策

タブレットを用いた認知機能検査の実施に当たっては、各都道府県警察の警察情報セ

セキュリティポリシーに従うこと。

5 その他

本通達は、現行の認知機能検査について一律にタブレットの活用を求めるものではない。